

盛岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は、「子どもの教育の充実」を実現するために重要であり、教員の子どもの向き合う時間の確保によるきめ細かな指導により、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図るため、業務の負担軽減や時間外在校等時間の短縮の取組について、本計画で定めるものである。

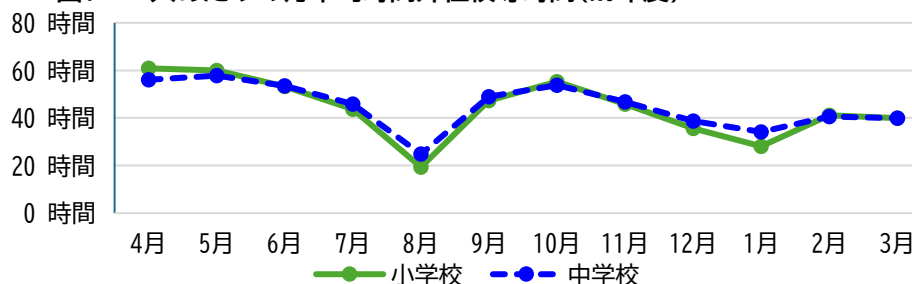
(2) 現状

令和2年8月に、「盛岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定めたほか、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えるための「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、教員の時間外在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

表1 一人あたりの月平均時間外在校等時間(R6年度)

小学校	中学校
44.2時間	45.1時間

図1 一人あたりの月平均時間外在校等時間(R6年度)



(3) 時間外在校等時間の要因

- ア 校内担当業務、授業準備、部活動、担任業務、保護者・地域の対応の割合が高い。
- イ 生徒指導事案対応で時間外在校等時間が増加する場合がある。
- ウ 学校行事や大会が重なる時期は、時間外在校等時間が多い。

(4) 課題

- ア 特定の教員に業務が集中しないよう、業務を支援する職員の配置など業務遂行体制の整備が必要となっている。
- イ 行事を含めた業務内容の精選、縮減が必要となっている。
- ウ 業務の効率化を図るため、校務支援システムやICT等の積極的な活用が必要となっている。

(5) 計画の位置付け

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく、「教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画」として位置付ける。

2 目標

① 時間外在校等時間に関する目標

- ✓ 一月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ✓ 一月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

② 業務への充実感や健康面での安心感の向上に関する目標

- ✓ 授業や授業準備に集中できている割合を向上する。
【R7年度：56.7%】
- ✓ 自分の仕事にやりがいを感じている割合を向上する。
【R7年度：91.0%】
- ✓ 健康でいきいきと働いている割合を向上する。
【R7年度：62.7%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 国における時間外在校等時間の削減に係る目標年度や、盛岡市教育振興基本計画の計画期間を踏まえて設定

4 実施する業務管理・健康確保措置の内容

① 「学校と教師の業務の3分類」を徹底する取組

- 1 働き方に関する視点を位置付けた学校経営計画の作成と活用
- 2 統合型校務支援システムの活用
- 3 保護者、地域、関係機関等への現状の周知と協力要請
- 4 スクールアシスタントや部活動指導員等の配置
- 5 電話対応業務削減の取組

② 子どもたちと向き合う時間を確保するための負担軽減の取組

- 6 不登校生徒等対策事業
- 7 スクールサポート事業(スクールアシスタント配置)
- 8 学校図書館推進事業(学校司書配置)
- 9 部活動指導員配置事業
- 10 教育活動推進事業(少人数指導非常勤講師配置)
- 11 法務相談体制の整備(スクールロイヤー配置)
- 12 共同学校事務室
- 13 管理・評価等における電子媒体の活用推進
- 14 報告文書の精選
- 15 研修会等の精選
- 16 学校公開研究会における資料等の精選と活動
- 17 「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」の推進

③ 健康でいきいきと働くための健康確保の取組

- 18 勤務時間の管理
- 19 一斉定時退勤日の設定
- 20 長期休業中の学校閉庁日の設定
- 21 安全や衛生に関する委員会の開催
- 22 産業医の配置
- 23 留守番電話の設置

5 関連する取組、今後のフォローアップ

① 計画の実施状況の報告

- 教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- 時間外在校等時間は、統合型校務支援システムにより把握し、業務への充実感などは、職員アンケートにより把握する。

② 教育委員会の役割

- 各学校の状況を確認し、課題がある学校に対しては、状況の改善に向け、支援・指導を行う。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、計画の周知を行うとともに、管理職向けの研修を行う。
- 保護者、地域の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。

③ 学校の役割

- 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。